

第 13 回

仙台城跡保存活用計画等検討委員会

日 時：令和 2 年 10 月 28 日（水）

18 時 00 分～20 時 00 分

会 場：仙台市役所上杉分庁舎 12 階教育局第 1 会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 前回（第 12 回）委員会における意見等について
- (2) 史跡仙台城跡整備基本計画 中間案（素案）について
- (3) その他

3 閉会

【資料】

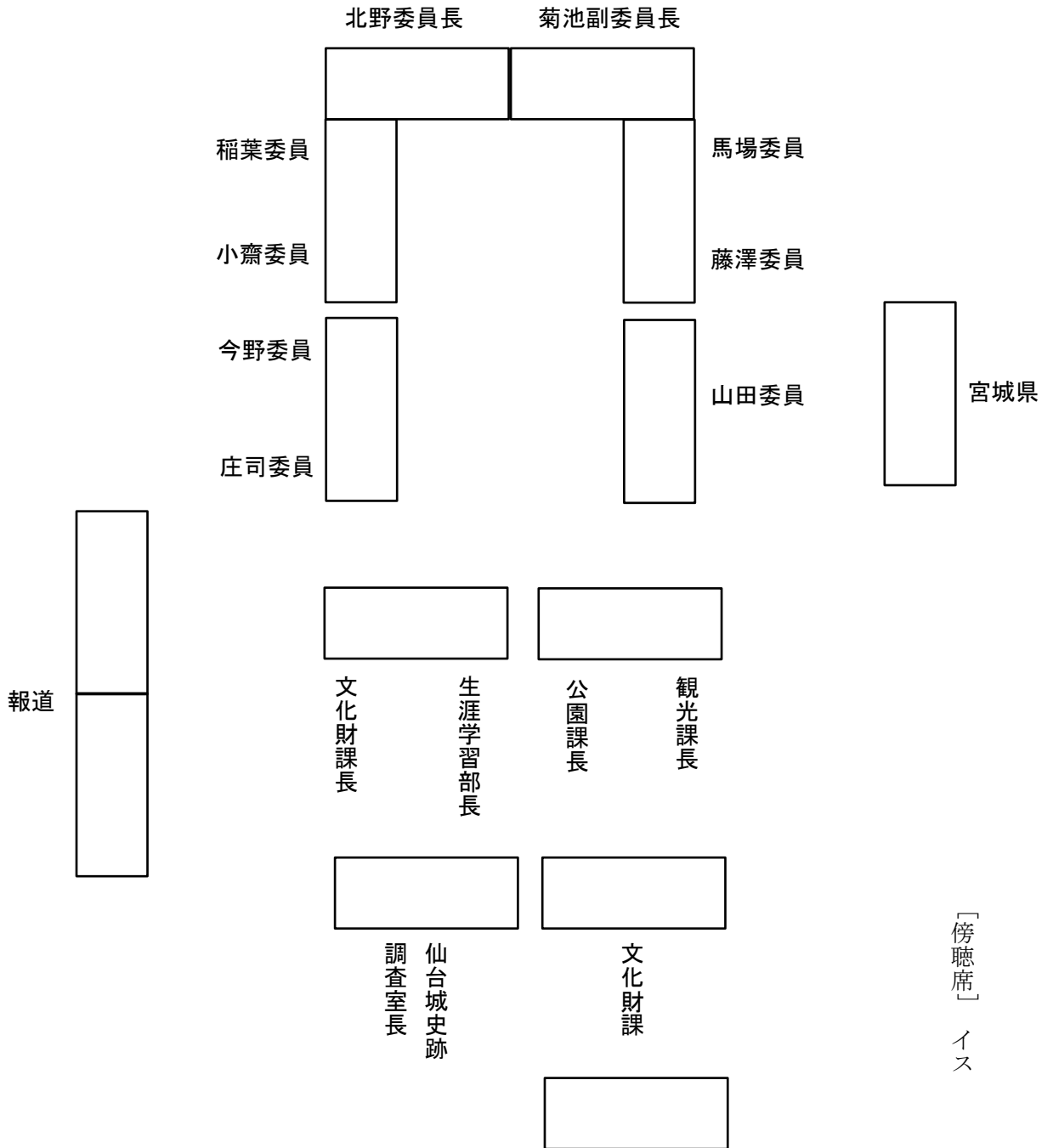
- 資料 1 … 令和元年度 仙台城跡周辺道路交通量調査の結果について
- 資料 2 … 前回（第 12 回）委員会における意見等
- 資料 3 … 整備基本計画における構成の変更および概要について
- 資料 4 … 整備基本計画中間案（素案）要約版
- 資料 5 … 整備基本計画中間案（素案）本文

仙台城跡保存活用計画等検討委員会 委員名簿

	氏 名	職 名
委員長	きたの ひろし 北野 博司	東北芸術工科大学教授
副委員長	きくち けいこ 菊池 慶子	東北学院大学教授
委員	いなば まさこ 稲葉 雅子	(株) たびむすび代表取締役
委員	こさい のりひろ 小齋 憲博	NPO 法人仙台城ガイドボランティア会理事長
委員	こんの かおる 今野 薫	仙台商工会議所専務理事
委員	しょうじ ひろみ 庄司 弘美	仙台市社会学級研究会顧問
委員	ば ば 馬場 たまき	尚綱学院大学准教授
委員	ふじさわ あつし 藤澤 敦	東北大学教授
委員	やまだ あつし 山田 淳	(株) 河北新報社事業局次長兼スポーツ事業部長 兼文化事業部長

五十音順、敬称略

座席表



[受付]

出入口

[教育局第1会議室]

仙名城跡保存活用計画等検討委員会設置要綱

(平成 29 年 9 月 8 日教育長決裁)

(設置)

第 1 条 国史跡仙名城跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）及び整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の内容について、有識者等の意見を広く反映させるため、仙名城跡保存活用計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 保存活用計画 仙名城跡の保存管理、活用及び整備についての基本方針その他必要な事項
- (2) 整備基本計画 保存活用計画に示す基本方針に基づく仙名城跡の整備の方法、実施の行程その他必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、歴史学又は考古学の専門的知見を有する者その他教育長が必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱する。

- 2 委員会は、前条の規定による報告が全て終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 8 日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

仙台城跡保存活用計画等検討委員会の運営について

平成 29 年 11 月 30 日

1 会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。

- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員は原則として 10 名とし、定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、委員長がその都度、別に定員を定める。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおり定める。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市教育局生涯学習部文化財課で作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

- ア 開催年月日、開会及び閉会時間
- イ 出席委員の氏名
- ウ 説明のために出席した市職員の職氏名
- エ 議事の経過
- オ その他必要な事項

(3) 議事録には議長及び議長が指名した委員 1 名が署名する。

会議の傍聴に係る遵守事項

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台城跡保存活用計画等検討委員会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- 3 飲食及び喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、仙台城跡保存活用計画等検討委員会の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。